

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

10月2日発行

Vol.666

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



## 三条市からのお知らせ

# 高齢者等の インフルエンザ予防接種 および 新型コロナウイルス 感染症予防接種

■実施期間 10月1日(火)～令和7年3月31日(月)  
※医療機関の休診日を除く。

■対象者 ① 接種日現在で満65歳以上の方  
② 接種日現在満60歳以上65歳未満で、  
心臓、じん臓、呼吸器の機能障がい、ま  
たはヒト免疫不全ウイルスによる免疫  
機能障がいがあり、個別に案内が届い  
た方  
③ ①または②に該当し、東日本大震災で  
避難している方

**25ページをご覧ください。**

## 目次

### ●「みなみそうまトピックス」から

・敬老会 ----- 2

### ●被災自治体News

南相馬市 ----- 3

浪江町 ----- 7

双葉町 ----- 15

郡山市 ----- 23

### ●東京電力ホールディングス

・個人さまに対する請求書類  
「一時立入、検査受診等にもなう  
移動費用の賠償」の発送について  
----- 24

### ●三条市News

・高齢者等の  
インフルエンザ予防接種 および  
新型コロナウイルス感染症予防接種  
----- 25

### ●NEXCO東日本

・磐越自動車道  
会津若松IC～西会津IC  
夜間通行止めのお知らせ ----- 26

9/14(土)・16(月祝)・20(金)

# 敬老会

9月14日に小高区、上真野地区、16日に太田地区、20日に高平地区で敬老会が開催されました。各会場ではさまざまなアトラクションが催され、参加者は思い思いに会を楽しみながら、交流を深めていました。

## ■小高区



## ■上真野地区



## ■太田地区



## ■高平地区





## 南相馬市からのお知らせ

### 南相馬市特定疾患患者見舞金

9月27日HP更新

令和6年度南相馬市特定疾患患者見舞金支給の申請手続きを下記のとおり受け付けますので、期間内に手続きをとられますようお知らせします。

#### 対象者

令和6年10月1日(基準日)において南相馬市に住民登録のある1または2の方

1. 指定難病医療費受給者証をお持ちの方
2. 福島県小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方と生計を同一にする保護者

**注意** 特定疾病療養受療証(人工透析等)をお持ちの方は、見舞金支給の対象にはなりません。

#### 支給金額

2万円(12月中旬支給予定)

#### 申請受付期間

10月1日(火)～11月22日(金)必着 ※土・日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

**注意** 申請受付期間内に手続きをとられなかった方は、見舞金支給の対象にはなりません。

#### 申請に必要な書類等

1. 申請書
2. 「指定難病医療費受給者証」または「福島県小児慢性特定疾病医療受給者証」の写し
3. 対象者の預金通帳(口座番号、カナ名義がわかるページ)の写し。対象者が未成年である場合は、保護者の通帳でも可
4. 保護者の身分証明書(対象者が未成年である場合)

#### 【申請書および記入例】

##### ▶ 特定疾患患者見舞金受給資格認定申請書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/R6shinseisho.pdf>



##### ▶ 特定疾患患者見舞金受給資格認定申請書(記入例) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/16/R6kinyurei.pdf>



次ページへ続きます



## 問い合わせ先・申請場所

- 南相馬市役所 社会福祉課社会福祉係(東庁舎1階) TEL 0244-24-5321
- 鹿島区市民総合サービス課 福祉担当(鹿島区役所1階) TEL 0244-46-2113
- 小高区市民総合サービス課 福祉担当(小高区役所1階) TEL 0244-44-6713

## 24時間いつでも便利なオンライン等による申請

窓口での申請は非常に混雑しますので、オンラインまたは郵送による申請にご協力をお願いします。

なお、切手と封筒は、ご自身でご用意ください。

## ▶ 特定疾患患者見舞金申請フォーム

<https://ttzk.graffer.jp/city-minamisoma/smart-apply/apply-procedure-alias/tokubetsushikkanmimaikin>



## 【郵送先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地  
南相馬市役所 社会福祉課 特定疾患患者見舞金担当 宛て

## その他

- 昨年度申請された方については、10月上旬に市から申請書類等を発送しました。
- 昨年度申請されていない方については、このホームページから申請書様式をダウンロードしていただくか、オンラインで申請してください。
- 昨年度申請されていない方で申請書の送付を希望する方は、社会福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ

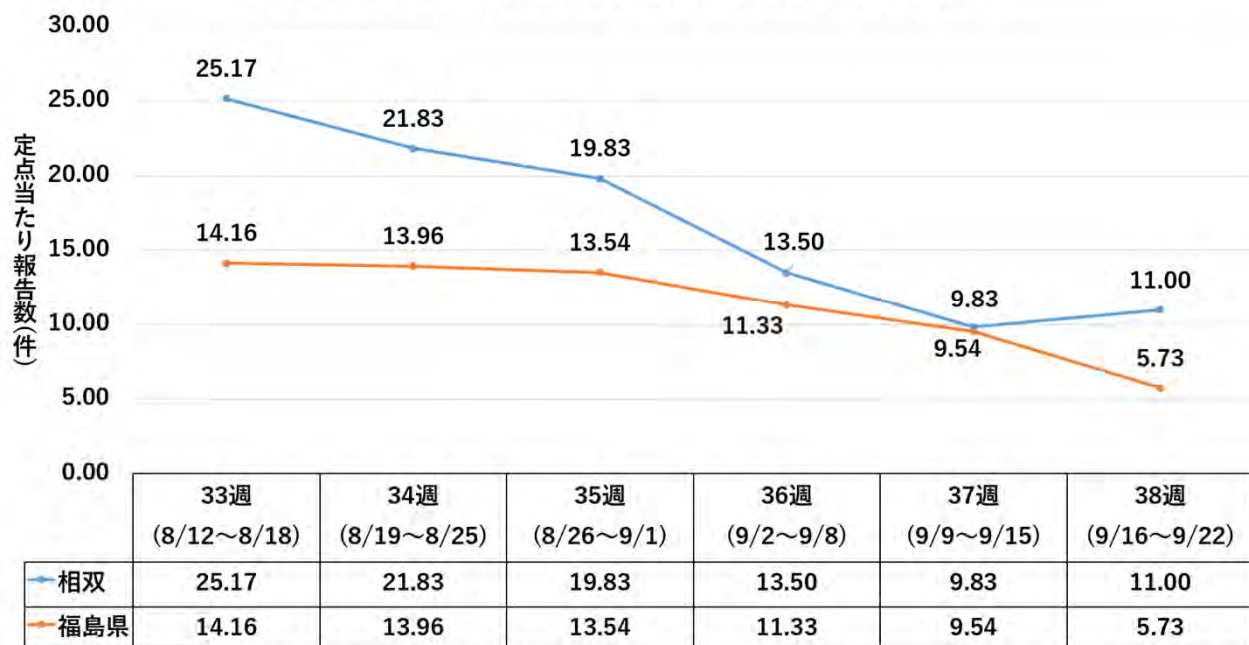
健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係

TEL 0244-24-5321

## 新型コロナウイルス感染症の発生動向について

9月26日HP更新

新型コロナウイルス感染症発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については、下記ホームページでご確認ください。

▶ 新型コロナウイルス感染症の発生動向について(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045i/covid19-data.html#teiten>



なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の12市町村となります。

### 感染対策のポイント

感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。

高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。  
感染対策として「マスクの着用を含めた咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」等が効果的です。



咳エチケット



マスク着用



手洗い



換気

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680

## コンビニ交付サービスの一時停止について

9月30日HP更新

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービスを一時停止します。

停止期間中はコンビニ等に設置されたプリンタを利用した証明書等の交付ができなくなります。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 停止期間

10月17日(木)午後2時～10月18日(金)午前6時30分

問い合わせ

市民生活部 市民課 窓口サービス係

TEL 0244-24-5235



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

## 今週の番組

番組内容 [9/27～10/4]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組  
 02分～ 第18回 少年の主張～私たちは何を思う～part2  
 24分～ 生涯学習チャンネル 福島県郷土料理 味噌じゃがいも炒め  
 36分～ 博物館通信vol.23  
 43分～ 月刊 図書館通信 10月号  
 49分～ 南相馬市役所 任期付職員募集  
 50分～ お家でできる軽体操 ～腰痛予防編～  
 54分～ 四季百景～南相馬 清流を辿る真野川紀行～  
 59分～ 9月の休日当番医／リクエストアワー



みゆーまくん



## 浪江町からのお知らせ

### 町弁護士による法律相談会を出張所で開催します【福島・いわき・二本松】

10月1日HP更新

町の弁護士が法律問題について、相談を受け付けています。  
各出張所にて開催しておりますので、気軽にご参加ください。

#### 開催日時・場所

相談を希望される方は、窓口にお声掛けしてください。

■時間 午後1時～4時

■開催日

| 月   | 福島出張所 | いわき出張所           | 二本松出張所 |
|-----|-------|------------------|--------|
| 10月 | 7日(月) | 8日(火)<br>22日(火)  | 15日(火) |
| 11月 | 6日(水) | 12日(火)<br>26日(火) | 20日(水) |
| 12月 | 2日(月) | 10日(火)<br>24日(火) | 17日(火) |

- ※ 予約不要ですが、1組ずつの相談となりますので、お待たせすることがあります。
- ※ 相談弁護士は町の職員であるため、裁判などの代理人になることはできません。  
代理が必要な案件の場合は、弁護士会をご紹介しますこととなります。

#### 各出張所の住所および電話番号

|        | 住所                           | 電話番号         |
|--------|------------------------------|--------------|
| 福島出張所  | 〒960-8141<br>福島市渡利字舟場2-1     | 024-529-7451 |
| いわき出張所 | 〒970-8025<br>いわき市平南白土一丁目5-12 | 0246-24-0020 |
| 二本松出張所 | 〒964-0875<br>二本松市槻木253-8     | 0243-62-0123 |

問い合わせ

介護福祉課 避難生活支援係

TEL 0240-34-0260

## 令和6年度第4回浪江町営住宅入居者募集

10月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

## ▶ 10月募集のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21474.pdf>

## 募集期間

10月10日(木)～10月24日(木) ※期間内必着

## 募集住宅

| 種別       | 住宅名     | 住戸タイプ  | 間取り  | 住宅種類                                     | 募集戸数 |
|----------|---------|--------|------|------------------------------------------|------|
| 災害公営住宅   | 幾世橋住宅団地 | 木造戸建て  | 3LDK | 一般住宅                                     | -    |
|          |         |        | 2LDK | 一般住宅                                     | -    |
|          | 請戸住宅団地  | 木造戸建て  | 3LDK | 一般住宅                                     | -    |
|          |         |        | 2LDK | 一般住宅                                     | -    |
| 福島再生賃貸住宅 | 幾世橋集合住宅 | RC5階建て | 3DK  | 一般住宅                                     | -    |
|          |         |        | 1LDK | 優先住宅 <span style="color: red;">注意</span> | 1    |
|          |         |        | 1LDK | 優先住宅(車いす)                                | 1    |
|          | 津島住宅団地  | 木造戸建て  | 3LDK | 一般住宅                                     | -    |
|          |         |        | 2LDK | 一般住宅                                     | -    |
| 町営住宅     | 御殿南住宅   | 木造2戸1棟 | 2DK  | 一般住宅                                     | 1    |

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- ・子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- ・すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- ・家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- ・幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- ・請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます 



## 申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

## 【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- ・現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- ・市町村の税の滞納がないこと
- ・過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

## 【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- ・町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- ・帰還困難区域にお住まいだった方

## 【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- ・浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・浪江町に移住する方

## 【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- ・浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・世帯の年間所得の月額**158,000円** **注意** を超えない方

**注意** 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

## 募集要項

## 【災害公営住宅】

## ▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21475.pdf>



## ▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21476.pdf>



次ページへ続きます 

## 【福島再生賃貸住宅】

## ▶ 幾世橋集合住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21477.pdf>



## ▶ 津島住宅団地募集要綱 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21479.pdf>



## 【町営住宅】

## ▶ 御殿南住宅募集要項 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21480.pdf>



## ● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

## ▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



## 申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

## ● すべての方

## ▶ 町営住宅入居申込書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/21157.pdf>



## ● 解体状況がわからない方

## ▶ 被災家屋に関する同意書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



## ● 前年1月以降に就職・転職した方

## ▶ 給与支払証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



## ● 前年1月以降に退職し、現在も無職の方

## ▶ 退職証明書 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>



次ページへ続きます 

## ●諸事情により申し込み後に辞退される方

## ▶ 町営住宅入居辞退届[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>


## 申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課 住宅係 ※期間内必着  
〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 津島支所、各出張所(福島・二本松・いわき)

## 今後の募集スケジュール

※ 空きがない場合は募集を行いません。

| 募集回 | 募集時期                        | 入居予定時期    |
|-----|-----------------------------|-----------|
| 第5回 | 令和6年12月 5日(木)～令和6年12月19日(木) | 令和7年 2月入居 |
| 第6回 | 令和7年 2月10日(月)～令和7年 2月21日(金) | 令和7年 4月入居 |

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

## 浪江町公式Facebook「つながろう なみえ」から

道の駅なみえから出品した「なみえ焼そばバーガー」が  
アイデアユーモア賞を受賞

9月21日・22日に開催された、全国の道の駅グルメの中のNo.1を決める「道-1グランプリ2024」に、道の駅なみえから出品した「なみえ焼そばバーガー」。

グランプリは逃したものの、アイデアユーモア賞を受賞しました。

同商品は道の駅なみえ内ベーカリー「まちのパン屋さん ほのか」にて好評発売中です。



## 子どもの定期予防接種～期間内であれば「無料」で受けられます～

9月30日HP更新

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがありますが、予防接種で予防できる病気もあります。

予防接種は、病気ごとにそれぞれ接種に適した時期がありますので、年齢や接種間隔を確認し、計画的に接種しましょう。

## 令和6年度 定期予防接種

## ■子どもの定期予防接種一覧

| ワクチンの種類 | 対象者        | 接種回数                                | 標準的な接種月(年) 齢<br>／接種間隔                                                                      | 備考                                                              |
|---------|------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ロタウイルス  | 生後6週～24週   | 1価ワクチン(ロタリックス):2回(経口)               | 初回接種については生後2カ月～14週までに接種<br><br>27日以上あける                                                    | 原則として同一ワクチンを接種する                                                |
|         | 生後6週～32週   | 5価ワクチン(ロタテック):3回(経口)                |                                                                                            |                                                                 |
| B型肝炎    | 1歳未満       | 初回:2回(皮下各0.25mL)<br>追加:1回(皮下0.25mL) | 生後2カ月～9カ月<br><br>1回目と2回目は27日以上の間隔をあける。3回目は1回目から139日以上の間隔をおいて接種                             | 対象者除外、長期療養特例あり                                                  |
| 小児肺炎球菌  | 生後2カ月～5歳未満 | 初回:3回(皮下各0.5mL)<br>追加:1回(皮下0.5mL)   | 初回接種:生後2カ月～7カ月<br><br>2歳までに、27日以上の間隔をおいて3回接種<br><br>追加接種:1歳以上<br><br>初回接種終了後2カ月以上の間隔をおいて1回 | 令和6年4月から15価肺炎球菌ワクチン(PCV15)が定期接種ワクチンに位置付けられています。皮下または筋肉内接種が可能です。 |
|         |            | 接種開始が生後7カ月以上1歳未満の場合は初回2回            | 60日以上の間隔をおいて2回                                                                             |                                                                 |
|         |            | 接種開始が2歳以上の場合は初回1回                   |                                                                                            |                                                                 |

次ページへ続きます 



| ワクチンの種類 | 対象者          | 接種回数                                              | 標準的な接種月(年) 齢<br>／接種間隔                                                             | 備考                                             |
|---------|--------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ヒブワクチン  | 生後2カ月～5歳未満   | 初回:3回(皮下0.5mL)<br>追加:1回(皮下0.5mL)                  | 初回接種:27日以上56日までの間隔をおいて3回<br><br>追加接種:初回接種終了後7カ月以上13カ月までの間隔をおいて1回                  | 初回接種のうち、2回目および3回目の注射は1歳までに行う。超えた場合は行わない。       |
| 5種混合    | 生後2カ月～7歳半    | 1期初回:3回(皮下または筋肉内各0.5mL)<br>1期追加:1回(皮下または筋肉内0.5mL) | 初回接種:生後2カ月～7カ月までに開始<br><br>20日以上56日の間隔をおいて3回<br><br>追加接種:初回接種終了後、6カ月～1年半の間隔をおいて1回 | 令和6年4月から定期接種として実施<br><br>ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ |
| 4種混合    | 生後2カ月～7歳半    | 1期初回:3回(皮下または筋肉内各0.5mL)<br>1期追加:1回(皮下または筋肉内0.5mL) | 初回接種:生後2カ月～1歳<br><br>20日以上の間隔をおいて3回<br><br>追加接種:初回終了後12カ月から18カ月の間に1回              | 当面の間<br><br>ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ                 |
| 2種混合    | 11歳～13歳未満    | 2期:1回(皮下0.1mL)                                    | 11歳～12歳未満(小学6年)                                                                   | ジフテリア・破傷風                                      |
| BCG     | 1歳未満         | 1回(経皮、所定のスポイトで滴下)                                 | 生後5カ月～8カ月                                                                         |                                                |
| 麻しん風しん  | 1歳以上2歳未満     | 1期:1回(皮下0.5mL)                                    | 1歳以上2歳未満                                                                          | 第1期の予防接種は、できるだけ早期に行う。                          |
|         | 5歳以上7歳未満の入学前 | 2期:1回(皮下0.5mL)                                    | 幼稚園年長児に相当する年齢                                                                     |                                                |
| 水痘      | 1歳以上3歳未満     | 2回(皮下各0.5mL)                                      | 1回目:生後12カ月～15カ月<br><br>2回目:1回目の終了後、6カ月から1年の間隔をおく                                  |                                                |

| ワクチンの種類 | 対象者                        | 接種回数                            | 標準的な接種月(年) 齢<br>／接種間隔                                                    | 備考                                                                                                                         |
|---------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本脳炎    | 生後6カ月以上7歳6カ月未満             | 1期初回:2回(3歳以上各0.5mL、3歳未満各0.25mL) | 3歳から4歳の間に6日以上の間隔をおいて2回                                                   | 平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた方に限り20歳未満まで接種することができます。                                                                          |
|         |                            | 1期追加:1回(3歳以上0.5mL、3歳未満0.25mL)   | 初回終了後、おおむね1年あけて1回                                                        |                                                                                                                            |
|         | 9歳以上13歳未満                  | 2期:1回(皮下0.5mL)                  | 9歳から10歳の間に1回                                                             |                                                                                                                            |
| 子宮頸がん   | サーバリックス<br>ガーダシル<br>シルガード9 | 小学6年から高校1年相当の女子                 | 3回(筋肉内各0.5mL)<br><br>※シルガード9のみ、1回目の接種を15歳になるまでに行えば、2回の接種で接種完了とすることが可能です。 | 1回目:中学1年<br>2回目:1回目の接種から1カ月後<br>3回目:1回目の接種から6カ月後<br><br>・令和5年4月からシルガード9が定期接種となりました。<br>・令和4年4月から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨が再開されました。 |

【年齢計算】 年齢の計算は、法律により定められています。誕生日当日で1歳加算されるのではなく、誕生日の前日で加算されます。

※ 子宮頸がん予防ワクチンの詳細は下記ホームページをご参考ください。

▶ 子宮頸がん予防(HPV) ワクチンについて(浪江町ホームページ)  
<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/30718.html>



## 福島県内で接種される方

県内の予防接種実施医療機関で接種できます。

▶ 実施医療機関一覧(福島県医師会HP)  
<http://www.fukushima.med.or.jp/yobou/>



## 福島県外で接種される方

避難先の市区町村へご相談ください。

浪江町からの依頼書を必要とする場合があります。その際は、浪江町役場へご連絡ください。

また、市区町村によって無料で接種できない場合もあります。一度実費をお支払いいただくこととなりますが、浪江町で費用を負担しますので、接種後、請求書に領収書(原本)、予診票(写し可)、振込口座の通帳の写しを添えて請求してください。

▶ 予防接種費用助成申請(請求)書[PDF]  
<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/8323.pdf>



問い合わせ

健康保険課 健康係

TEL 0240-34-0249



## 双葉町からのお知らせ

## 令和6年度 双葉町任期付職員採用候補者試験 受験案内

9月25日HP更新

双葉町は、東日本大震災からの復旧・復興に向け、職員が一丸となり取り組んでいます。復興・復旧事業を実施するにあたり、職員の不足が見込まれることから任期付職員の採用試験を実施します。

## 1 受付期間と試験日

■ 第1募集期間 受付期間 9月25日(水)～10月10日(木)  
試験日 10月15日(火)(予定)

■ 第2募集期間 受付期間 10月15日(火)～10月31日(木)  
試験日 11月中旬(予定)

- 第1募集期間と第2募集期間で採用人数や受験資格に違いはありません。
- 受付は、月曜日から金曜日の業務時間内(午前8時30分～午後5時15分)
- 郵送による申込書提出の場合は、第1募集期間は10月8日(火)までの消印、第2募集期間は10月29日(火)までの消印有効です。
- 申込用紙は、双葉町役場総務課にて交付します。  
また、申込書はホームページからのダウンロードや郵送による請求も可能です。  
※郵送による請求方法は、「8 受験手続および受付期間」を参照してください。
- 申込書の提出先は、双葉町役場総務課となります。また、申込用紙には添付する書類がありますので、早めに手続きをお願いします。

## 2 試験職種と採用予定人員

| No. | 試験職種               | 従事いただく業務内容                                                         | 勤務場所           | 募集人数 |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------|------|
| 1   | 一般行政職<br>(施設管理業務)  | 施設管理・公有財産管理業務、入札業務など                                               | 双葉町役場          | 若干名  |
| 2   | 一般行政職<br>(障がい福祉業務) | 障がい福祉業務<br>(障がい福祉サービス受給者証等の交付事務・<br>障がい者手帳の交付事務・いわき支所との業務<br>連携など) | 双葉町役場          | 若干名  |
| 3   | 一般行政職<br>(介護保険業務)  | 介護保険業務<br>(要介護用支援認定申請に基づく訪問調査・認<br>定調査結果報告書のとりまとめ・本庁との業務<br>連携など)  | 双葉町役場<br>いわき支所 | 若干名  |

次ページへ続きます

### 3 受験資格

| No. | 職種                 | 受験資格                                                                                         |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 一般行政職<br>(施設管理業務)  | 事務職の実務経験があり、普通自動車免許を有し、<br>パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる者<br>※年齢、学歴は問いません。                      |
| 2   | 一般行政職<br>(障がい福祉業務) | 障がい福祉業務の実務経験があり、普通自動車免許を有し、<br>パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)ができる者<br>※年齢、学歴は問いません。                  |
| 3   | 一般行政職<br>(介護保険業務)  | 福島県主催の介護認定調査員研修を受講済みで調査経験があり、<br>普通自動車免許を有し、パソコンの基本操作(文書作成や表計算処理等)<br>ができる者<br>※年齢、学歴は問いません。 |

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 4 試験の方法および内容

| 試験職種             | 試験内容                                                                |
|------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 一般行政職<br>(任期付職員) | (ア) 書類選考<br>(イ) 論文試験…文章による表現力、課題に対する理解力等をみる<br>(ウ) 口述試験…個別面接による人物評価 |

### 5 試験の期日および場所

■ **期日** 10月15日(火) ※応募者へ個別に通知します。

■ **場所** 双葉町役場(双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4)

■ **合格発表** 10月下旬(予定)

※ 第2募集期間の試験日については、応募者へ個別通知します。

次ページへ続きます 

## 6 合格者の発表、採用

- 合格者の発表は、第1募集期間においては10月下旬頃、第2募集期間においては11月下旬頃に双葉町役場掲示場に掲示するほか、可否の結果を受験者全員に通知します。
- 任期付職員の任期は、第1募集期間においては11月1日から令和7年3月31日まで、第2募集期間においては12月1日から令和7年3月31日までの予定ですが、業務の進捗に応じ、最大5年間まで任期を延長する場合があります。

**注意** 受験者本人ならびに第三者に関わらず、採用を有利に運ぶ目的をもって便宜を図るための行為をした場合は受験資格を失います。また、採用後この事実が明らかとなった場合は、採用が取り消されます。

## 7 給与等

- (1) 給料は町の条例等に基づき、学歴、職歴等により調整のうえ決定します。なお、任期付職員については任期中の昇給はありません。
- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当および勤勉手当等が支給されます。
- (3) 勤務時間は、1週間あたり38時間45分で、年末年始(12月29日～1月3日)、週休日および祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- (4) 年次有給休暇、特別休暇等の各種休暇制度が適用されます。

## 8 受験手続および受付期間

### ■ 申込用紙等の請求

申込用紙等は、双葉町役場総務課で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「**任期付職員採用候補者試験申込用紙請求**」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:240ミリ×332ミリ)を必ず同封して、双葉町役場総務課へ郵送してください。

※ いわき支所、郡山支所、埼玉支所での申込用紙交付および郵便請求による申し込みはできません。

※ 申込用紙は、ダウンロードすることができます。

### ■ 申し込み方法

申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて双葉町役場総務課へ提出してください。

郵送により提出する場合は、封筒の表に「**職員採用候補者試験申込**」または「**任期付職員採用候補者試験申込**」と朱書きし、必要書類を添えて必ず簡易書留で郵送してください。



## 【必要書類】

## ▶ 申込用紙(兼宣誓書) [Excel]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15460/01moushikomikenseiyakusyo.xlsx>



## ▶ 職務経歴書 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15460/02syokumukeireiksyo.pdf>



## ▶ ※記載例 [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15460/03syokumukeirekisyokisairei.pdf>



## ▶ 面接カード [Excel]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15460/04mensetsucard.xlsx>



## ■ 履歴書(市販のものでも可能、必ず写真貼付)

## 【提出期限(第1募集期間)】

10月10日(木)

※ 郵送により提出する場合は、10月8日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 【提出期限(第2募集期間)】

10月31日(木)

※ 郵送により提出する場合は、10月29日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

## ■ その他

(1) 受験の際は、黒ボールペンまたは万年筆、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。  
これ以外の筆記用具は使用できません。また、昼食は受験者各自で用意願います。

(2) 試験当日、自家用車で来られる方は、双葉町役場駐車場を利用してください。電車を利用される方は、JR双葉駅で降りてください。  
双葉町役場までは徒歩約3分です。



次ページへ続きます

## 9 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、口頭で請求できます。ただし、電話、はがきなどによる請求では開示できません。

受験者本人であることを明らかにする顔写真入りの書類(運転免許証、学生証、旅券など)を持参のうえ、受験者本人が直接、双葉町役場総務課へおいでください。

| 開示請求できる者 | 開示内容    | 開示期間         |
|----------|---------|--------------|
| 受験者      | 総合得点・順位 | 合格者発表日から1カ月間 |

### 【問い合わせ先】

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4  
双葉町役場 総務課 行政係

TEL 0240-33-0124

## 双葉町民の避難状況(令和6年8月31日現在)

### 【都道府県別】(福島県外)

| 都道府県 | 人数  | 都道府県 | 人数 | 都道府県 | 人数    |
|------|-----|------|----|------|-------|
| 北海道  | 10  | 福井県  | 2  | 広島県  | 4     |
| 青森県  | 16  | 山梨県  | 14 | 山口県  | 3     |
| 岩手県  | 9   | 長野県  | 14 | 徳島県  | -     |
| 宮城県  | 249 | 岐阜県  | 7  | 香川県  | -     |
| 秋田県  | 12  | 静岡県  | 28 | 愛媛県  | 5     |
| 山形県  | 13  | 愛知県  | 11 | 高知県  | -     |
| 茨城県  | 441 | 三重県  | 1  | 福岡県  | 9     |
| 栃木県  | 150 | 滋賀県  | 1  | 佐賀県  | 3     |
| 群馬県  | 40  | 京都府  | 10 | 長崎県  | 5     |
| 埼玉県  | 735 | 大阪府  | 8  | 熊本県  | 1     |
| 千葉県  | 151 | 兵庫県  | 2  | 大分県  | 4     |
| 東京都  | 369 | 奈良県  | 1  | 宮崎県  | 4     |
| 神奈川県 | 165 | 和歌山県 | -  | 鹿児島県 | 12    |
| 新潟県  | 117 | 鳥取県  | 1  | 沖縄県  | 4     |
| 富山県  | 9   | 島根県  | 13 | 国外   | 5     |
| 石川県  | 11  | 岡山県  | 3  | 合計   | 2,672 |

(前月 2,673)

### 【福島県内市町村別】

| 市町村   | 人数    | 市町村   | 人数 | 市町村 | 人数         |
|-------|-------|-------|----|-----|------------|
| 福島市   | 222   | 鏡石町   | 15 | 広野町 | 31         |
| 会津若松市 | 36    | 天栄村   | 3  | 檜葉町 | 19         |
| 郡山市   | 569   | 下郷町   | 2  | 富岡町 | 16         |
| いわき市  | 2,020 | 只見町   | 2  | 川内村 | 3          |
| 白河市   | 165   | 南会津町  | 3  | 大熊町 | 12         |
| 須賀川市  | 60    | 猪苗代町  | 4  | 双葉町 | 63         |
| 喜多方市  | 6     | 会津坂下町 | 11 | 浪江町 | 9          |
| 相馬市   | 51    | 会津美里町 | 2  | 新地町 | 6          |
| 二本松市  | 21    | 西郷村   | 27 | 県内  | 1          |
| 田村市   | 15    | 泉崎村   | 8  | 合計  | 3,799      |
| 南相馬市  | 258   | 中島村   | 1  |     | (前月 3,808) |
| 伊達市   | 13    | 矢吹町   | 24 |     |            |
| 本宮市   | 36    | 棚倉町   | 11 |     |            |
| 桑折町   | 4     | 塙町    | 7  |     |            |
| 川俣町   | 1     | 平田村   | 4  |     |            |
| 大玉村   | 11    | 三春町   | 27 |     |            |

避難者総数

6,471

(前月 6,481)

# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## ふたばワールド2024inひろの

9月14日

9月14日、広野町のニツ沼総合公園において、「ふたばワールド2024 in ひろの」が開催されました。

開会式は土屋品子復興大臣のご臨席のもとに始まり、伊澤町長や双葉郡の首長とともにステージ上でテープカットが行われ、ふたばワールドの開催を祝いました。

メインステージでは各町村の芸能発表が行われ、双葉町からは、JAスマイル大正琴、標葉せんだん太鼓保存会、前沢の女宝財踊り保存会の皆さんが出演しました。

会場内の双葉郡内の飲食・物販を楽しめる「ふたばマルシェ」には町商工会などから7団体が出店したほか、町観光協会がPRブースを出展しました。



## 令和6年度双葉町敬老会

9月13日

9月13日、いわき市植田町八幡台やまたまやにおいて令和6年度双葉町敬老会を開催しました。避難先から106人の高齢者の方々にご参加いただき、長寿を祝いました。

伊澤町長は「敬老会は皆さまのふるさと双葉町を思う気持ちがあつてこそ、継続できていると実感します。今年も皆さまの元気なお姿を拝見して、人生の先輩である皆さまから、双葉町の復興のために前を向いて進みなさいと、背中を強く押していただいたと感じております」と式辞を述べました。

アトラクションでは、双葉町芸術文化団体連絡協議会による敬老会特別ステージが行われ、JAスマイル大正琴とコーラスふたば、標葉せんだん太鼓保存会の3団体が演奏を披露しました。





# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## 双葉駅東地区商業施設工事安全祈願祭

9月12日

9月12日、双葉駅東地区（JR双葉駅前、双葉町役場北側の敷地）に町が整備する商業施設の工事着工に伴う安全祈願祭が行われ、町関係者や工事関係者が出席しました。

伊澤町長は鍬入れを行い工事の安全を祈るとともに、「双葉駅東地区は商業を中心ににぎわいを形成するエリアとしての整備を進めております。スーパーマーケットがオープンすることで、双葉町に住む方、働く方の日常生活を支えるとともに、町への帰還や移住に弾みがつくものと考えております」と式辞を述べました。

商業施設は今年4月に締結した覚書により、イオン東北株式会社のスーパーマーケットが入店し、令和7年度中に開業する予定です。



## 双葉町結ぶ会夏祭り

9月8日

9月8日駅西住宅敷地内において、双葉町結ぶ会主催の夏祭りが行われ、伊澤町長も参加しました。キッチンカーが3台出店し、未来双葉会の相馬盆唄にあわせて来場者が輪になって踊りました。



## 第71回福島県消防協会双葉支部幹部大会

9月8日

9月8日、富岡町文化交流センター「学びの森」において第71回福島県消防協会双葉支部幹部大会が開催され、伊澤町長が来賓として出席しました。

開会前に、伊澤町長は避難先から集まった町消防団幹部の皆さんを激励し、根本英樹副団長ほか15人の町消防団員は力強く行進し士気を高めました。



## 土屋復興大臣町内視察

9月4日

9月4日、土屋品子復興大臣が福島県を訪問された際に、双葉町の中野地区復興産業拠点で操業しているフレックスジャパン株式会社ひなた工房双葉を視察されました。

土屋大臣は、矢島隆生社長の案内により、洋服をリメイクして作った小物などを販売するショップと、思い出のある洋服などをぬいぐるみの服やバッグなどに仕立て直すサービスやオーダーシャツの工房を見学しました。その後、県外から福島県内へ移住し、工房で働く女性従業員と意見交換を行いました。

伊澤町長は、矢島社長とともにひなた工房で土屋大臣を出迎え、視察に同行するとともに意見交換に参加しました。







## 郡山市からのお知らせ

10月1日は国民健康保険証の更新日です

9月18日HP更新

### 国民健康保険証の更新について

郡山市では、毎年10月1日に保険証を更新します。このため、10月以降有効となる新しい保険証を9月30日までに届くよう発送しました。

現在お住まいの住所が保険証の住所地(住民登録をされている住所)と違いますと、保険証が届かない場合がありますので、住所が変更になった方は、住所変更の届出をお願いします。

9月30日を過ぎても届かない場合は、国民健康保険課までお問い合わせください。

また、8月から保険証の発送準備をしておりますことから、国保脱退の手続きがお済みの場合でも、脱退の届出が8月以降の方には行き違いで保険証が届くことがありますので、その場合はご自身で破棄いただきますようお願いいたします。

### 国民健康保険証における重要なお知らせ

国の制度改正により、**令和6年12月2日から現行様式の保険証は発行ができなくなります。**

ただし経過措置により、今回送付しました保険証は途中で脱退・転居などをしない限り、記載の有効期限までご利用いただけます。

また、国の方針により、**マイナンバーカードによるオンライン資格確認(以下、マイナ保険証)の利用登録をされている方への紙の保険証送付は、今回で終了**となります。

令和7年10月以降に医療機関を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください。

ただし、**マイナ保険証を利用登録されている方でも、国保の加入・脱退等の届出は今までどおり必要**となります。

マイナ保険証の利用登録をされていない方には、令和7年9月頃に、現行の保険証の代わりとなる「**資格確認書**」を送付する予定です。令和7年10月以後は「資格確認書」で医療機関を受診することができます。

詳細は下記のページもご覧ください。

- ▶ 紙の健康保険証の廃止によるマイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)又は資格確認書について

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/35/100702.html>



問い合わせ

市民部 国民健康保険課

TEL 024-924-2141

# 個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

2024年9月25日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下のとおりご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。（概要については2018年3月26日お知らせ済み）

- ・ご請求対象期間：2024年7月1日から2024年9月30日まで（原則3カ月単位）
- ・ご請求受付開始：2024年10月1日

費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出は、原則、必要となります（2018年3月26日ご案内済み）。なお、高速道路や公共交通機関をご利用の場合、一般的に費用をご負担された事実が確認できる証明書類※を得られることから、2021年4月以降に発生した費用のご請求（原則3カ月単位）にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類※のご提出が必要となります。

そのため、これらの証明書類については、ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。

なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について、当社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（※）①高速道路をご利用の場合：利用証明書（領収書）やETC利用明細書など

②公共交通機関（例：新幹線・特急、高速バスなど）をご利用の場合：  
領収書やICカード利用明細書など

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、末尾に記載の「福島原子力補償相談室（コールセンター）」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

**問い合わせ****<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先>****福島原子力補償相談室（コールセンター）** **0120-926-404****午前9時～午後7時（月～金（除く休祝日））****午前9時～午後5時（土・日・休祝日）**

# 高齢者等の インフルエンザ予防接種 および 新型コロナウイルス感染症予防接種

■実施期間 10月1日(火)～令和7年3月31日(月) ※医療機関の休診日を除く。

■対象者 ① 接種日現在で満65歳以上の方  
② 接種日現在満60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能障がい、または  
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがあり、個別に案内が届いた方  
③ ①または②に該当し、東日本大震災で避難している方

■接種回数 実施期間中に1回

■実施場所 市内および県内の指定医療機関

※事前予約が必要です。希望の医療機関に直接お問い合わせください。

※ワクチンの確保状況などにより、  
実施開始日等は医療機関によって異なります。

## ●インフルエンザ予防接種

▶ 高齢者等インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧[PDF]

[https://www.city.sanjo.niigata.jp/material/files/group/17/R6infuru\\_itiran\\_1001.pdf](https://www.city.sanjo.niigata.jp/material/files/group/17/R6infuru_itiran_1001.pdf)



◆接種費用(自己負担額) 1,650円 (医療機関の窓口でお支払いください。)

## ●新型コロナウイルス感染症予防接種

▶ 高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種実施医療機関一覧[PDF]

[https://www.city.sanjo.niigata.jp/material/files/group/17/R6korona\\_itiran\\_1001\\_2.pdf](https://www.city.sanjo.niigata.jp/material/files/group/17/R6korona_itiran_1001_2.pdf)



◆接種費用(自己負担額) 3,800円 (医療機関の窓口でお支払いください。)

※どちらも、生活保護世帯の方は無料です。被保護者証明書を医療機関窓口に提示してください。

■持ち物 ・保険証または資格確認書(生年月日などを確認するために必要となります。)  
・お薬手帳(お持ちの方)  
・身体障害者手帳(対象者②に該当する方)  
※「予診票」「受診券」などは医療機関にあります。

問い合わせ

健康づくり課 健診係

TEL 0256-34-5443



# E49 磐越自動車道 上下線 会津若松IC～西会津IC 夜間通行止めのお知らせ

10月9日(水)～10月30日(水) 夜8時～翌朝6時  
～舗装補修工事等を行います～

**E49** 磐越自動車道 会津若松ICから西会津ICにおいて、舗装補修工事等を行うため、夜間通行止めを実施します。

## ■通行止め区間・日時

会津若松IC～西会津IC(上下線)

実施日: 10月9日(水)～30日(水)

予備日: 10月31日(木)～11月6日(水)

各日夜8時～翌朝6時 土・日・祝日を除く。

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、X(旧Twitter)などでお知らせします。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している  
世帯数と人数(2024.10.2現在)

| 市町村名   | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区    | 13  | 32 |
| 原町区    | 3   | 3  |
| 南相馬市 計 | 16  | 35 |
| 浪江町    | 3   | 10 |
| 双葉町    | 1   | 1  |
| 郡山市    | 3   | 7  |
| 合 計    | 23  | 53 |

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511